

覚 書

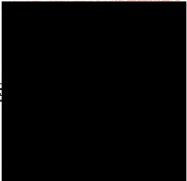
伊丹市と[]との間で締結された平成2年3月15日付の「境界の確認及び管理協定について」と題する書面の協定事項に加え、下記のとおり協定する。

記

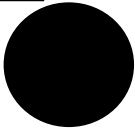
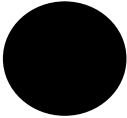
1. 伊丹市（以下「甲」という。）及び[]（以下「乙」という。）は、甲所有の土地（伊丹市南野北1丁目43番。以下「甲土地」という。）と乙所有の土地（伊丹市南野北1丁目41番。以下「乙土地」という。）との間に設置されている擁壁兼水路（甲所有土地側に設置された既存コンクリートブロック塀は除く。以下「本件工作物」という。）は、甲及び乙の共有物であることを相互に確認する。
2. 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、本件工作物の管理及び修繕については、所有権界より甲土地側の擁壁は甲の負担で行い、所有権界より乙土地側の擁壁及び水路（溝蓋及びこれを支える部分を含む）は乙の負担で行うこととする。
3. 甲は、第1項の規定にかかわらず、本件工作物の水路部分に排水しない。
4. 甲及び乙は、第1項の規定にかかわらず、それぞれの土地側の本件工作物の擁壁（水路部分及び溝蓋を支える部分は除く）上に、塀等を設置又は撤去することができるものとし、この場合、相手方の同意は不要である旨、あらかじめ相互に承諾する。
5. 甲及び乙は、本件工作物の修繕に際し、相手方と一体的に修繕する必要があるなどの状況が発生した場合は、相手方と事前に協議し、双方同意のうえでこれを行うものとする。
6. 乙が、本件工作物を水路として使用しない旨を甲に対して通知したときは、第1項の規定にかかわらず、本件工作物のうち所有権界より甲土地側の擁壁については甲の負担で撤去及び形状を変更することができ、本件工作物のうち所有権界より乙土地側の擁壁及び水路（溝蓋を含む）については乙の負担で撤去及び形状変更することができる。甲及び乙は、この場合、撤去及び形状変更に際して相手方の同意は不要である旨、あらかじめ相互に承諾する。
7. 甲及び乙が、土地売却等に伴い本件工作物を第三者に譲渡する場合には、本件工作物の譲受人に対し、平成2年3月15日付協定及び本覚書の内容を説明のうえ、平成2年3月15日付協定及び本覚書に基づく自らの義務を本件工作物の譲受人に承継させるものとする。また、譲受人からの更なる譲受人に対しても同様に承継させるものとする。
8. 本件工作物に不測の事態が発生した場合その他本覚書に定めのない事項が生じた場合には、甲乙協議のうえこれを行うものとする。

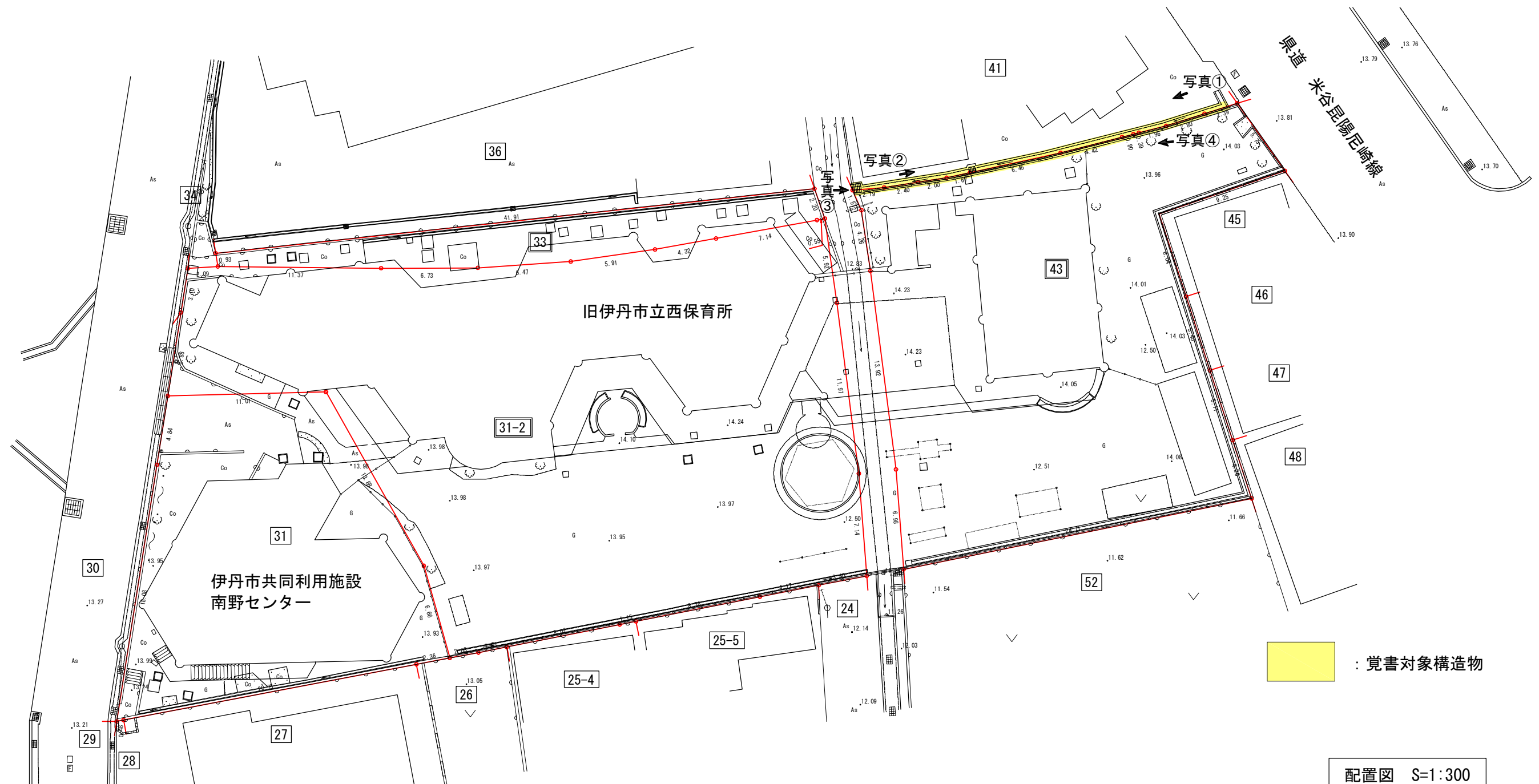
以上

令和5年 10月 25日

甲 伊丹市千僧1丁目1番地 

伊丹市長 藤原 保幸

乙 
 
 



【現況写真】



写真①



写真②



写真③



写真④

境界の確認及び管理協定について

伊丹市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）の間に下記のとおり協定する。

記

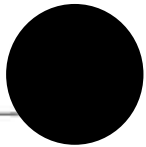
1. 甲の所有する土地（伊丹市南野字山道³⁶番合併 1および山道³⁶番合併 6）と乙の所有する土地（伊丹市南野字山道⁵番合併 2）との境界については別紙図面のとおりとする。
2. 甲は別紙のとおり擁壁兼水路を設置し、完成後は甲の所有地内の擁壁は甲が管理し、乙の所有地内の水路及び擁壁は乙が管理する。

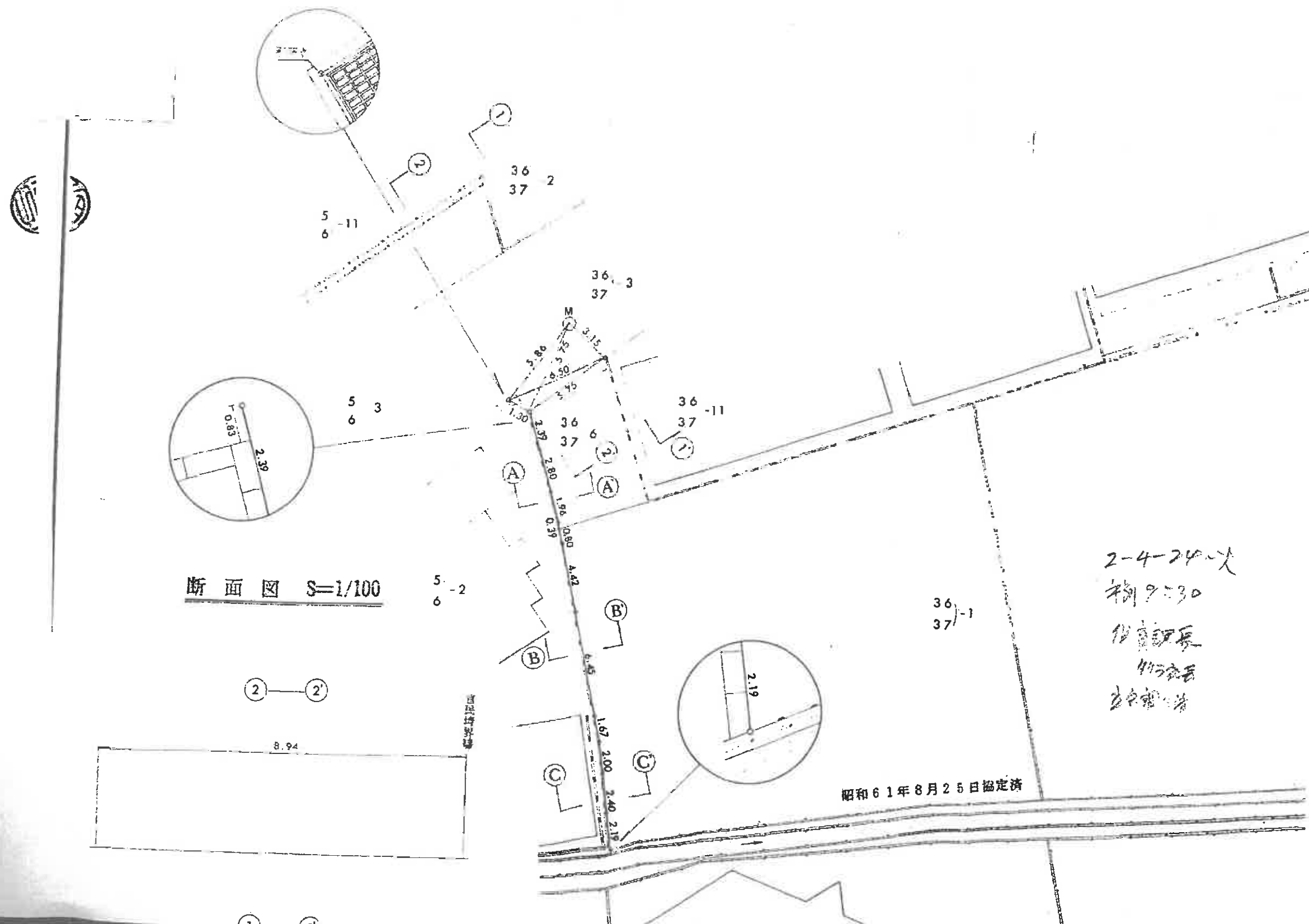
平成2年³月/5日

甲. 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市長 矢 埜 興

乙.


  ㊟

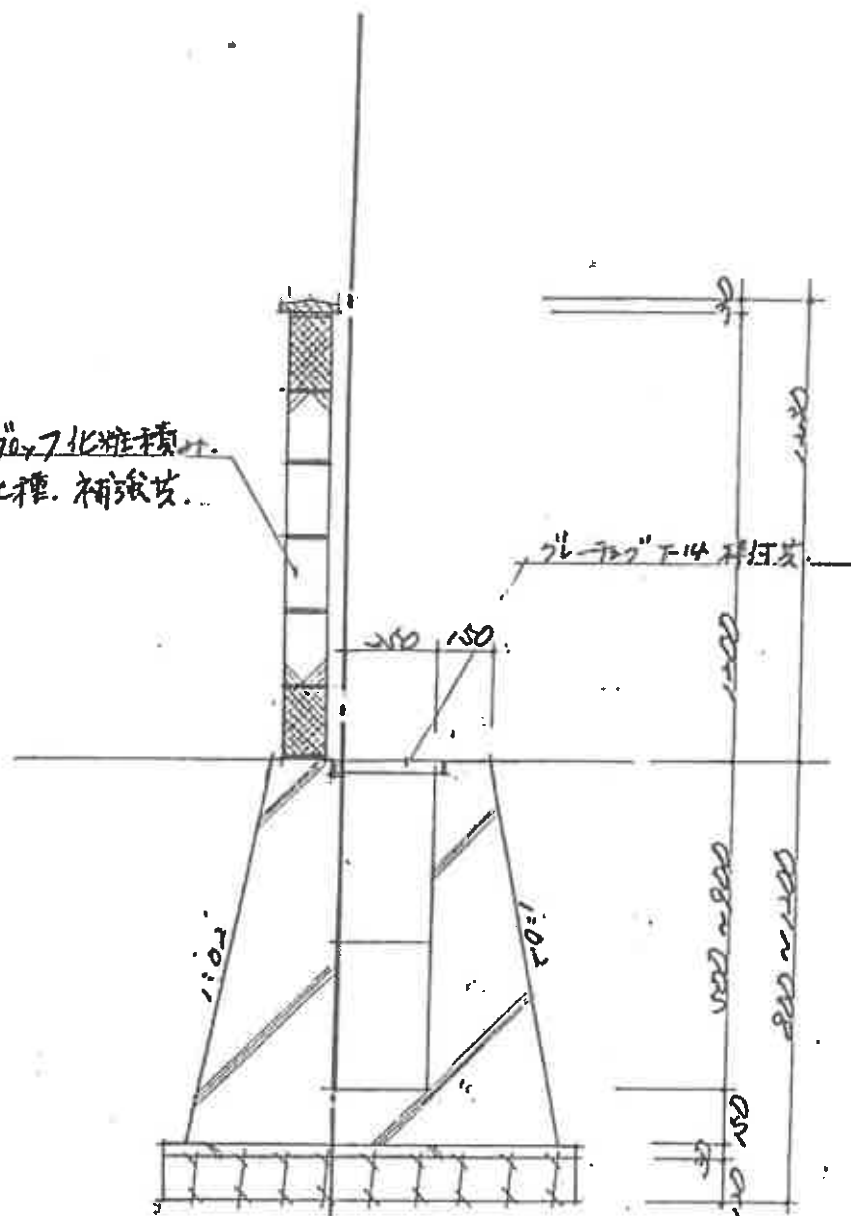


断面図 S=1/100

2-4-24次
 新 9:30
 11:00
 11:30
 12:00

昭和61年8月25日協定済

$\phi 274 - \phi 70 \times 7$ 化油器積炭
 $\phi 120$ C種補強炭



1-1 断面詳細図 1:20

分類		図面番号		製図		図名		縮尺	
						擁壁断面詳細図			
No.		1		葉中					